

秘密保護法 解説

第17回 私戦予備・陰謀罪捜査にみる秘密保護法の暴走の予感

秘密保護法対策本部委員 清水 勉 (40期)

2014年12月10日、特定秘密保護法が施行された。安倍総理はTBSテレビのニュース番組で、「特定秘密（保護）法は、工作人員とかテロリスト、スパイを相手にしていますから、国民は全く基本的に関係ないんですよ。報道が抑圧されたら、私は辞めますよ」と断言していた。

工作人員とかテロリスト、スパイは、特定秘密保護法で特定秘密の対象となる「特定有害活動」（別表3号）、「テロリズム」（同4号）を指している。この内容は漠然としていて、つかみどころがない。

これらについて秘密指定する主な役所は警察庁警備局公安課である。公安は刑事警察と異なり、犯罪捜査を行っていないから、公安畑の警察官には罪刑法定主義の実践もセンスも乏しい。巡査から北海道警釧路方面本部長まで勤め上げた原田宏二氏も、「警察署長時代でさえ、公安が何をしているのか全くわからなかった」と言う。

そんな公安が3号、4号の指定について厳格に限定的な解釈運用をしてくれるか大いに疑問だ。

中東取材の第一人者であるフリージャーナリストの常岡浩介氏は、近年、西側諸国のジャーナリストでただひとり、「イスラム国」の取材を繰り返し敢行し生還している。そんな常岡氏に対して、警視庁公安部は、明治以来1度も適用したことのない私戦予備・陰謀罪（刑法93条）を適用し、関係者として家宅捜索を行い、その後、常岡氏を被疑者に格上げして任意の取調べに応じるよう呼び出している。常岡氏は「自分は犯罪を犯していない」と出頭を拒否している（2015年1月17日現在では逮捕されていない）。家宅捜索では、これまでの取材の成果や取材対象者リストを根こそぎ持っていかれた。

いまだき、日本の社会で警察が一般市民に対して私戦予備・陰謀罪を適用してくる場面があるとはだれも予想していない。公安はこういうことを平然とやってのける。このような公安が「工作人員」「テロリスト」「スパイ」をどのように解釈し秘密指定するかは、だれにも想像できない。知らない間に自分が「テロリスト」にされてしまっているかもしれない。これだけでも恐怖だ。

問題は公安警察だけではない。裁判官もだ。公安が家宅捜索を行えたのは裁判官が捜索差押許可状を出したからだ。裁判官が公安警察の条文解釈を追認したということだ。日本のドラマでは裁判官はいつも公正な判断者だが、現実がちがう。

マスコミは???だ。公安の捜査や裁判官によるバックアップを問題にする報道はほぼ絶無。それどころか、公安の広報と見まがうような記事を大手新聞が平然と出して世論を誘導する。これは権力への迎合だ。これが日本の報道の自由というものか。これなら秘密保護法が報道を抑圧する心配はない。「報道が抑圧された」ことで安倍総理が辞任する目はない。

2015年2月17日（火）午後6時より、弁護士会館2階クレオで秘密保護法シンポジウムを開催する。基調講演は、秘密保護法を作品『売国』に取り上げた作家の真山仁氏。パネルディスカッションは、逮捕勾留されていなければ常岡氏を入れ、原田氏、公安警察に詳しいフリージャーナリストの青木理氏らの顔ぶれで行う。ぜひ、お出かけください。